

また、平成26年度の税制改正により、平成28年度から次のとおり、軽自動車税が変更となりますので併せてお知らせします。

- 3輪車・軽4輪車は、平成27年4月1日以後に新車登録した車両から新しい税額に変更となります
 - ・平成27年3月31日までに新車登録した車両は、新車登録後13年まで現行の税額のままです
 - ・平成28年度以降から、新車登録して13年を経過した車両は、その翌年度以降の税額が引き上げとなります（この引き上げを『重課』といいます）

車種区分		税額			
		平成27年3月31日以前に新車登録した車両	平成27年4月1日以後に新車登録した車両	平成28年度から新車登録から13年を経過した翌年度の車両	
3輪		3,100円	3,900円	4,600円	
4輪	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

納期限の変更

- 軽課の導入に伴い、納期限が次のとおり変更となります

納期限：4月25日 → 5月25日

※平成28年度からは、5月1日前後にお手元へ納税通知書が届きます

平成28年度の課税額

- 以上の変更による軽4輪乗用自家用車の場合の平成28年度課税額は、次のとおりです

- ・平成14年12月31日以前に新車登録した車両 … 12,900円
- ・平成15年1月1日～平成27年3月31日に新車登録した車両 … 7,200円
- ・平成27年4月1日～平成28年4月1日に新車登録した車両（軽課対象外） … 10,800円
- ・平成27年4月1日～平成28年4月1日に新車登録した車両（軽課対象、平成32年度燃費基準を達成） … 8,100円

問い合わせ

税財政課町民税係 ☎内線135～139



軽自動車税の税額と納期限が変わります



税額の変更

平成27年度の地方税法の一部改正により、平成28年度からの軽自動車税が次のとおり変更となります。

- 原動機付自転車・2輪の軽自動車・2輪の小型自動車・小型特殊自動車等

・税額が変更となる年度は、平成27年度から平成28年度に1年延期となりました

車種区分		税額	
		平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽2輪(125cc超250cc以下)		2,400円	3,600円
専ら雪上を走行するもの		2,400円	3,600円
小型2輪(250cc超)		4,000円	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用のもの	1,600円	2,000円
	その他のもの	4,700円	5,900円

- 3輪車・軽4輪車で、環境負荷の小さい車両

・平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に新規登録した、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、平成28年度のみ税額が引き下げとなります（この引き下げを『軽課』といいます）

車種区分		軽課対象外	軽課対象			
			電気自動車 天然ガス自動車	【乗用車】 平成32年度燃費基準の120%を達成	【乗用車】 平成32年度燃費基準を達成	
3輪		3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	
4輪	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
		自家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円